

## 地籍調査と法務局地図作成事業との役割分担について

平成15年に都市再生本部によって示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」において、都市部の人口集中地区（D I D）のうち、公図と現況のずれが大きい地図混乱地域は法務省の地図作成事業により、それ以外の地域は地籍調査により登記所備付地図の整備を実施することとされている。

地籍調査		法務局地図作成事業
国土交通省	所管省庁	法務省
国土調査法	法的根拠	不動産登記法
市町村等	実施主体	法務局・地方法務局
右記以外 (D I D、宅地、農用地、林地)	実施地域	D I Dかつ地図混乱地域
142億円(R4補正含む)	R5年度予算額	46億円
773km <sup>2</sup>	R4年度実績面積	26km <sup>2</sup>

※D I Dとは、人口集中地区（Densely Inhabited District）の略語。国勢調査において設定される人口密度が1 ha 当たり 40 人以上、かつ人口 5,000 人以上の地域で、実質的な都市地域を表す。ここでは、平成27年の国勢調査をベースとしている。